

答申乙第66号（諮詢乙第82号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定（却下）は、妥当ではなく、これを取り消し、対象となる個人情報を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成28年9月14日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇及び〇〇〇について、児童相談所が保有する文書のうち〇〇〇による虐待の有無の調査に関する一切の文書」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定（却下）（以下「本件処分」という。）を行い、却下の理由を次のとおり付して、平成28年9月27日付けて審査請求人に通知した。

本件開示請求に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）が記載された行政文書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。）第53条の2第2項に規定される「訴訟に関する書類」に該当し、条例第60条第7項の規定により、条例の規定を適用しないとされている文書であるため。
- 3 審査請求人は、平成28年11月17日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消す。」との裁決を求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

却下の理由は、開示請求に係る文書が刑事訴訟法第53条の2第2項に規定される「訴訟に関する書類」に該当するというものであるが、開示請求の理由は、〇〇〇で少年に対する虐待の有無を明らかにするためであり、〇〇〇刑事事件と関連するものの別件と考えられるので、上記刑事訴訟法に規定するところの「訴訟に関する書類」には当たらない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

1 条例第60条第7項には「第3章の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」と規定されている。

2 本件個人情報の内容は、次の理由により、1の適用除外規定に該当する。

(1) 本件個人情報の内容は、条例第60条第1項各号に掲げる個人情報に該当しない。

(2) 本件個人情報の内容は、次の理由により、条例第60条第7項に規定する「法律の規定により行政機関個人情報保護法の規定の適用を受けないこととされている個人情報」に該当する。

イ 平成27年11月19日に、○○○地方検察庁○○○から宮城県○○○に対して刑事訴訟法第197条第2項の規定による捜査関係事項照会があり、○○○は、同月25日付で、当該照会に対する回答書に本件個人情報が含まれる全ての関係書類の写しを添付して提出した。

ロ 刑事訴訟法第53条の2第2項には「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は、適用しない」と規定されているところ、本件個人情報の内容は、上記イの提出により、「訴訟に関する書類」に該当する。

ハ なお、捜査関係事項照会に関する事件が終結した後であっても、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の規定によれば、ある文書がひとたび「訴訟に関する書類」に該当することとなった以上は、当該文書は引き続き「訴訟に関する書類」として刑事訴訟手続に関する法令の規律に服するものと解される。

3 以上により、本件個人情報の内容は、条例第3章の規定が適用されないから、本件開示請求を不適法なものとして却下したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断す

る。

2 本件個人情報について

本件個人情報は、〇〇〇及び〇〇〇について、児童相談所が保有する文書のうち〇〇〇による虐待の有無の調査に関する一切の文書に記録された審査請求人本人に係る個人情報である。

実施機関は、捜査関係事項照会書に応じて作成された回答書（以下「回答書」という。）に本件個人情報が含まれる全ての関係書類の写しを添付して提出しており、本件個人情報は刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、条例の適用除外となるため本件開示請求を却下したものであると説明するので、以下、本件個人情報に対する条例の規定の適用の可否について検討する。

3 本件個人情報に対する条例第3章の規定の適用の可否について

(1) 条例第60条第7項は、条例第3章の規定は、条例第60条第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関個人情報保護法の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない旨規定している。

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない旨規定している。そして、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいうと解される。

本件において、回答書及び添付書類は、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類であることは明らかであることから、同項の「訴訟に関する書類」に該当する。

(2) ところで、本件開示請求の対象となる個人情報が記録された文書として理論上考え得る文書は、次のとおり大別できる。

イ 実施機関が保有する、当該捜査関係事項照会書に対する回答とは関わりなく実施機関が従前から保有していた文書（以下「文書イ」という。）

ロ 捜査機関が保有する、文書イの写しである、回答書の添付書類（以下「文書ロ」という。）

ハ 実施機関が捜査機関に回答するに際し、回答書とともに文書ロの写しを作成していた場合において、実施機関が保有する、回答書の添付書類の控え（以下「文書ハ」という。）

この点、本件開示請求が実施機関に対して行われていること並びに本件開示請求の内容及び審査請求書における「〇〇〇刑事事件と関連するものの別件と考えられる」という審査請求人の主張の趣旨を踏まえると、審査請求人が実施機関を開示を求めているのは、文書ロ又は文書ハに記録された個人情報ではなく、捜査関係事項照会書に対する回答とは関わりなく実施機関が従前から保有していた文書に記録された個人情報であり、文書イに記録された個人情報と解

される。

- (3) そこで、文書イが、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当するか否かについて検討する。

文書イは、当該捜査関係事項照会書に対する回答とは関わりなく実施機関が従前から保有していたものであるから、特段の事情のない限り、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類には該当しない。

また、文書ロの写しである文書ハは、当該捜査関係事項照会書及び回答書の控えと一体となっているか否かによって、文書イと容易に分別できるのであるから、文書ロを提出したことの一事をもって、文書イまでが同項の「訴訟に関する書類」に該当すると解することは相当ではない。

従って、文書イは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類と言うことはできず、他に被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類と認められる事情はないため、同項の「訴訟に関する書類」には該当しないものと認められる。

- (4) 以上のとおり、本件個人情報は刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報には該当しないため、条例第3章の規定が適用されると解すべきであり、本件処分は妥当ではない。

4 結論

以上のとおり、本件処分については、妥当でなく、これを取り消し、対象となる個人情報を特定した上で、改めて開示決定等を行うべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 13	○ 質問を受けた。(質問乙第82号)
29. 2. 22 (第218回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 3. 16 (第219回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 4. 13 (第220回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 5. 24 (第221回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 6. 22 (第222回審査会)	○ 事案の審議を行った。
29. 7. 20 (第223回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成29年9月8日現在)

氏 名	区 分	備 考
桑 村 裕美子	学識経験者	
佐々木 好 志	法律家	会長
中 原 茂 樹	学識経験者	会長職務代理者
細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	
米 谷 康	法律家	

(五十音順)